令和２年２月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会

議案参考資料

かずさ水道広域連合企業団

令和２年２月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会資料目録

議案番号	件　　名	頁
議案第１号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の新旧対照表	1
議案第２号	かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の新旧対照表	17
議案第３号	かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	19

新旧対照表

○議案第１号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第１条関係）

新	旧
かずさ水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成３１年３月２５日 条例第１８号 （趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第５８条の２の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。 （報告事項） 第３条　任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11)　略	かずさ水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成３１年３月２５日 条例第１８号 （趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第５８条の２の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。 （報告事項） 第３条　任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11)　略

新旧対照表

○議案第１号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第２条関係）

新	旧
かずさ水道広域連合企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 平成３１年３月２５日 条例第２３号 （趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２９条第４項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。 （減給の効果） 第３条　減給は、１日以上６月以下の期間、給料（法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員にあっては、給料に相当する報酬）の１０分の１以下に相当する額を給与から減ずるものとする。	かずさ水道広域連合企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 平成３１年３月２５日 条例第２３号 （趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２９条第４項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。 （減給の効果） 第３条　減給は、１日以上６月以下の期間、給料の１０分の１以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

新旧対照表

○議案第１号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第３条関係）

新	旧
かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例 平成３１年３月２５日 条例第２６号	かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例 平成３１年３月２５日 条例第２６号
（育児休業をすることができない職員） 第２条　略 ⑴・⑵　略 ⑶　かずさ水道広域連合企業団任期付職員の採用に関する条例（平成３１年かずさ水道広域連合企業団条例第１９号）第４条第３項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員 ⑷　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 (ｱ)　任命権者を同じくする職その他の任命権者が定める職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 (ｲ)　その養育する子（法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６月に達する日（第３条の２第３号及び第３条の３において「１歳６月到達日」という。）（第３条の３の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ｳ)　勤務日の日数を考慮して広域連合企業長が定める非常勤職員	（育児休業をすることができない職員） 第２条　略 ⑴・⑵　略

イ　第３条の２第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に達する日（以下この号及び同条において「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。） ウ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの （法第２条第１項の条例で定める者） 第３条　略 （法第２条第１項の条例で定める日） 第３条の２　法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 ⑴　次号及び第３号に掲げる場合以外の場合　非常勤職員の養育する子の１歳到達日 ⑵　非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）が当該非常勤職員の養育する子の１歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条第１号にお	（法第２条第１項の条例で定める者） 第３条　略

いて「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の１歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）　当該子が１歳２月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条第１項又は第２項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

⑶　１歳から１歳６月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の１歳６月到達日

ア　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として広域連合企業長が定める場合に該当する場合

（法第２条第１項の条例で定める場合）

第３条の３　法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６月到達日の翌日（当該子の１歳６月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

⑴　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子

の１歳６月到達日において地方等育児休業をしている場合 ⑵　当該子の１歳６月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として広域連合企業長が定める場合に該当する場合 （法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情） 第５条　略 ⑴　略 ⑵　育児休業をしている職員が第７条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条の規定による承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア・イ　略 ⑶～⑸　略 ⑹　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。 ⑺　第３条の２第３号に掲げる場合に該当すること又は第３条の３の	（法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情） 第５条　略 ⑴　略 ⑵　育児休業をしている職員が第７条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条の規定による承認に係る子（法第２条第１項に規定する子をいう。第１０条第１号を除き、以下同じ。）が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア・イ　略 ⑶～⑸　略 ⑹　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

規定に該当すること。 ⑻　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。	
（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情） 第６条　法第３条第２項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。	（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情） 第６条　法第３条第２項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。
（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第１０条　略 ⑴～⑹　略 ⑺　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短	（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第１０条　略 ⑴～⑹　略 ⑺　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。	

新旧対照表

○議案第１号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第４条関係）

新	旧
かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 平成３１年３月２５日 条例第２７号 （補償基礎額） 第６条　略 (1)～(5)　略 (6)　給料を支給される職員　法第２条第４項に規定する平均給与額の例により実施機関が広域連合企業長と協議して定める額	かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 平成３１年３月２５日 条例第２７号 （補償基礎額） 第６条　略 (1)～(5)　略

新旧対照表

○議案第１号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第５条関係）

新	旧
かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成３１年３月２５日 条例第２９号	かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成３１年３月２５日 条例第２９号
（給与の種類） 第２条　企業職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第２号に掲げる職を占めるもの（以下「第２号会計年度任用職員」という。）及び同法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（第２０条の地方公共団体の職員を除き、以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。	（給与の種類） 第２条　企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（第２０条の地方公共団体の職員を除き、以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。
２・３　略	２・３　略
（期末手当） 第１６条　期末手当は、６月１日又は１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（第２号会計年度任用職員にあっては、任期が６月以上の者その他の広域連合企業長が定める者に限る。以下この条において同じ。）に対して、職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。基準日前１月以内に退職し、又は死亡した者（広域連合企業長が定める者を除く。）についても、同様とする。	（期末手当） 第１６条　期末手当は、６月１日又は１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。基準日前１月以内に退職し、又は死亡した者（広域連合企業長が定める者を除く。）についても、同様とする。

（退職手当） 第１９条　職員（第２号会計年度任用職員を除く。）が勤続期間６月以上で退職した場合又は勤続期間６月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。 ⑴～⑷　略 ２　前項の規定にかかわらず、第２号会計年度任用職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく管理規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月が引き続いて６月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものについては、この条の規定を適用する。 ３　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、広域連合企業長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 ⑴　地方公務員法第２９条の規定により懲戒免職の処分を受けた者 ⑵　地方公務員法第２８条第４項の規定による失職（同法第１６条第１号に該当する場合を除く。）をした者 ⑶　地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）第１１条の規定に該当し退職させられた者 ４　在職期間中に地方公務員法第２９条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、広域連合企業長が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又は納付させることができる。	（退職手当） 第１９条　職員が勤続期間６月以上で退職した場合又は勤続期間６月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。 ⑴～⑷　略 ２　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、広域連合企業長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 ⑴　地方公務員法第２９条の規定により懲戒免職の処分を受けた者 ⑵　地方公務員法第２８条第４項の規定による失職（同法第１６条第１号に該当する場合を除く。）をした者 ⑶　地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）第１１条の規定に該当し退職させられた者 ３　在職期間中に地方公務員法第２９条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、広域連合企業長が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又は納付させることができる。

5　職員の退職が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第２０条の規定に該当する場合における同条の規定による給付は、第１項の規定による退職手当に含まれるものとする。ただし、同項の規定による退職手当の額が同条の規定による給付の額に満たないときは、退職手当を支給する。	4　職員の退職が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第２０条の規定に該当する場合における同条の規定による給付は、第１項の規定による退職手当に含まれるものとする。ただし、同項の規定による退職手当の額が同条の規定による給付の額に満たないときは、退職手当を支給する。
6　勤続期間１２月以上（雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第２３条第２項に規定する特定受給資格者に相当する者として広域連合企業長が定める者にあっては、６月以上）で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。第２号会計年度任用職員にあっては、第２項の規定が適用される者に限る。）が退職の日後失業している場合において、その者に同法の規定を適用したとした場合に支給される同法の規定による基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、退職手当を支給する。	5　勤続期間１２月以上（雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第２３条第２項に規定する特定受給資格者に相当する者として広域連合企業長が定める者にあっては、６月以上）で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）が退職の日後失業している場合において、その者に同法の規定を適用したとした場合に支給される同法の規定による基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、退職手当を支給する。
7　勤続期間６月以上で退職した職員（第２号会計年度任用職員にあっては、第２項の規定が適用される者に限る。）が退職の日後失業している場合において、その者に雇用保険法の規定を適用したとした場合に支給される同法の規定による高年齢求職者給付金又は特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、退職手当を支給する。	6　勤続期間６月以上で退職した者が退職の日後失業している場合において、その者に雇用保険法の規定を適用したとした場合に支給される同法の規定による高年齢求職者給付金又は特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、退職手当を支給する。
8　前２項に定めるもののほか、前２項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で広域連合企業長が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を、同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。	7　前２項に定めるもののほか、前２項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で広域連合企業長が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を、同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。
（給与の減額）	（給与の減額）

第２１条　職員（第２号会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。）が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に広域連合企業長の承認があった場合を除き、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	第２１条　職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に広域連合企業長の承認があった場合を除き、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
２　略	２　略
３　第２号会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額については、広域連合企業長が定める。	
（育児休業の承認を受けた職員の給与）	（育児休業の承認を受けた職員の給与）
第２３条　略	第２３条　略
２・３　略	２・３　略
（第１号会計年度任用職員の給与）	
第２３条の２　企業職員で地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職を占めるもの（以下「第１号会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。	
２　第１号会計年度任用職員に支給する報酬の額は、職員の給与との権衡を考慮し、広域連合企業長が定める。	
３　第１号会計年度任用職員の期末手当は、基準日にそれぞれ在職する第１号会計年度任用職員（任期が６月以上の者その他の広域連合企業長が定める者（１週間当たりの勤務時間が広域連合企業長が定める時間に満たない者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）に対して支給する。これらの基準日前１月以内に退職（死亡による退職を含む。）した第１号会計年度任用職員（広域連合企業長が定める第１号会計年	

度任用職員を除く。）についても、同様とする。	
（非常勤職員の給与） 第２４条　企業職員で職員及び第１号会計年度任用職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。	（非常勤職員の給与） 第２４条　企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。
（特定の職員についての適用除外） 第２５条　略	（特定の職員についての適用除外） 第２５条　略
２　第６条、第８条及び第１７条の規定は、第２号会計年度任用職員には適用しない。	
３　第５条、第６条、第８条及び第１９条の規定は、地方公務員法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項若しくは第２８条の６第１項若しくは第２項、かずさ水道広域連合企業団任期付職員の採用に関する条例第４条又は地方公務員の育児休業等に関する法律第１８条第１項の規定により採用された職員には適用しない。	２　第５条、第６条、第８条及び第１９条の規定は、地方公務員法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項若しくは第２８条の６第１項若しくは第２項、かずさ水道広域連合企業団任期付職員の採用に関する条例第４条又は地方公務員の育児休業等に関する法律第１８条第１項の規定により採用された職員には適用しない。
４　第４条から第６条まで、第８条、第１１条、第１２条第２項、第１３条及び第１７条の規定は、特定任期付職員には適用しない。	３　第４条から第６条まで、第８条、第１１条、第１２条第２項、第１３条及び第１７条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

新旧対照表

○議案第２号　かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

新

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例

平成３１年３月２５日

条例第３２号

別表第３（第３２条第１項）

区分	徴収時期	額
給水工事申請手数料	工事着手前	水道メーター１個につき　４，０００円（非課税）
指定給水装置工事事業者を指定するとき	申請の際	１件につき　５０，０００円（非課税）
指定給水装置工事事業者の指定を更新するとき	申請の際	１件につき　１０，０００円（非課税）
水道の使用を開始するとき	別に定める期日	１件につき　５５０円（消費税相当額を含む。）
水道の使用を中止するとき	別に定める期日	１件につき　５５０円（消費税相当額を含む。）

旧

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例

平成３１年３月２５日

条例第３２号

別表第３（第３２条第１項）

区分	徴収時期	額
給水工事申請手数料	工事着手前	水道メーター１個につき　４，０００円（非課税）
指定給水装置工事事業者を指定するとき	申請の際	１件につき　５０，０００円（非課税）
水道の使用を開始するとき	別に定める期日	１件につき　５５０円（消費税相当額を含む。）
水道の使用を中止するとき	別に定める期日	１件につき　５５０円（消費税相当額を含む。）

○議案第3号　かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度決算　（収益的収入及び支出）

（単位：円）

団体名	木更津市	君津市	富津市	袖ケ浦市	4市合計	君津広域水道企業団	総合計
水道事業収益	4,215,084,710	2,558,672,402	2,690,767,699	2,092,105,668	11,556,630,479	6,803,201,993	18,359,832,472
営業収益	3,881,082,195	2,346,359,356	1,398,810,778	1,550,988,004	9,177,240,333	6,420,523,770	15,597,764,103
営業外収益	334,002,515	212,007,046	1,291,956,921	541,117,664	2,379,084,146	378,931,798	2,758,015,944
特別利益	0	306,000	0	0	306,000	3,746,425	4,052,425
水道事業費用	3,802,507,421	2,340,922,963	4,028,307,807	2,165,333,853	12,337,072,044	5,573,273,169	17,910,345,213
営業費用	3,659,993,232	2,119,979,078	1,492,158,714	1,912,082,562	9,184,213,586	5,258,355,349	14,442,568,935
営業外費用	139,173,893	127,231,840	87,504,956	133,719,621	487,630,310	314,917,820	802,548,130
特別損失	3,340,296	93,712,045	2,448,644,137	119,531,670	2,665,228,148	0	2,665,228,148
収支差（税込み）	412,577,289	217,749,439	△ 1,337,540,108	△ 73,228,185	△ 780,441,565	1,229,928,824	449,487,259
純損益（税抜き）　Ⓐ	301,721,467	143,713,741	△ 1,365,988,655	△ 89,350,261	△ 1,009,903,708	1,067,681,356	57,777,648
前年度繰越利益剰余金　Ⓑ	427,389,806	0	2,131,561,311	141,312,801	2,700,263,918	0	2,700,263,918
小計　（Ⓐ＋Ⓑ）＝Ⓒ	729,111,273	143,713,741	765,572,656	51,962,540	1,690,360,210	1,067,681,356	2,758,041,566
その他未処分利益剰余金　Ⓓ	529,890,996	300,920,265	0	0	830,811,261	998,366,218	1,829,177,479
合計（30年度末未処分利益剰余金）	1,259,002,269	444,634,006	765,572,656	51,962,540	2,521,171,471	2,066,047,574	4,587,219,045

令和元年度処分案

（単位：円）

団体名	木更津市	君津市	富津市	袖ケ浦市	4市合計	君津広域水道企業団	総合計
減債積立金への積立	0	143,713,741	0	0	**143,713,741**	**750,000,000**	893,713,741
建設改良積立金への積立	729,111,273	0	0	51,962,540	**781,073,813**	0	781,073,813
小計	729,111,273	143,713,741	0	51,962,540	924,787,554	750,000,000	1,674,787,554
資本金への組入	529,890,996	300,920,265	0	0	**830,811,261**	**998,366,218**	1,829,177,479
合計	1,259,002,269	444,634,006	0	51,962,540	1,755,598,815	1,748,366,218	3,503,965,033
処分後残高（繰越利益剰余金）	0	0	765,572,656	0	765,572,656	317,681,356	1,083,254,012